

栗林公園北門前駐車場パーキングシステム保守点検業務に係る公募について（公告）

次のとおり、栗林公園北門前駐車場パーキングシステム保守点検業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募します。

なお、本公募は、本業務に係る令和8年度予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生ずるものとします。

令和8年3月9日

香川県栗林公園観光事務所長 久保 雅紀雄

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 栗林公園北門前駐車場パーキングシステム保守点検業務
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 委託業務の内容 別添業務仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）
- (6) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (7) 技術及び設備を有し、過去において当該業務の種類及び規模を同じくする業務を行った実績がある者

3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）を栗林公園観光事務所総務課に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

(受付期間) 令和8年3月9日(月)から令和8年3月20日(金)まで

(受付時間) 8:30~17:00

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約(契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。

- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

6 応募・照会先

〒760-0073 香川県高松市栗林町1-20-16

香川県栗林公園観光事務所総務課 担当: 鳥山

TEL. 087-833-7411/FAX. 087-833-7420